

登別市地域クラブ指導員の募集について

これまで学校教育として行われてきた中学校の部活動は、令和5年度から段階的に地域に移行され、今後は新たに地域クラブの活動として実施されることとなります。

登別市では、一般財団法人登別市文化・スポーツ振興財団（以下「振興財団」という。）が、新たな地域クラブ『登別市地域クラブ』を設置・運営します。

このたび、『登別市地域クラブ』の運営開始にあたり、スポーツや文化芸術活動のチーム運営を担う『登別市地域クラブ指導員』（以下「指導員」という。）を募集します。

これまで、地域、学校でのスポーツや文化芸術活動の指導経験のある方はもちろんのこと、活動の経験があっても指導経験がない方には、指導者資格などの取得支援がありますので、ぜひ、この機会に指導員にご応募ください。

応募いただきますと、『登別市地域クラブ指導員』として登録し、立ち上げ準備や環境の整ったチームに指導員として任命します。

※令和5年秋から活動を開始するのは、野球、サッカーの2チームですが、以後、準備や環境が整った活動からチームを立ち上げていきます。このたびの募集では、野球、サッカーに限らず、現在市内中学校で行われている部活動を中心に、広くスポーツと文化芸術活動等の指導員を募集します。

●本年6月末現在、市内中学校で行われている部活動

野球、サッカー、ソフトテニス、陸上競技、バレーボール、バスケットボール、バドミントン、卓球、美術、ギター・マンドリン、吹奏楽、美術、パソコン、ボランティア

※チームの状況や人数の関係から、登録された全ての方が任命される訳ではありません。

●登別市地域クラブとは

登別市立中学校の生徒を対象にスポーツや文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生涯を通じたスポーツ・文化芸術活動の基礎を培うことを目的とした新たな地域クラブです。

令和4年12月に国が示した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」において、これまで学校教育として行われてきた中学校の部活動は、令和5年度から段階的に地域に移行していくこととされており、登別市地域クラブでは、令和5年度から指導員の確保や活動場所等受け入れの環境が整った種目から、チームを立ち上げていきます。

一般財団法人 登別市文化・スポーツ振興財団
〒059-0014 登別市富士町7丁目33番地1 登別市民会館2階
TEL：0143-88-1116 FAX：0143-88-2006
E-mail：noboichiiki@bz04.plala.or.jp

登別市地域クラブ指導員の役割、身分、資格及び登録手続き等について

登別市地域クラブにおけるスポーツや文化芸術活動のうち、担当するチームの活動を推進する指導員の役割、身分、資格等については、次に定めるところによります。

指導員について

役割

- (1) 活動計画（年間・月間）の策定及び活動実績の報告
- (2) 会員を率い、技術等の指導
- (3) 活動における会員の心身の健康管理や事故防止
- (4) 事故発生時における現場での対応
- (5) 大会に出場する際の引率（クラブのチームとして大会に参加する場合に限る。）
- (6) 審判員等としての大会運営への参画（クラブで大会に参加かつ出場の要件として求められた場合に限る。）
- (7) 研修会等への参加
- (8) 登別市立中学校との連携

身分等

- (1) 指導員は、「有償ボランティア」となります。
- (2) 活動は、原則、火・木・金・土曜日とし、平日は2時間程度、休日は3時間程度、市内小中学校又は公共施設等で行います。
- (3) 練習の指導や大会の引率、指定した研修への参加などの活動に応じて、謝金をお支払いします。
※令和5年度の謝金 平日 2,680 円、休日 3,920 円、大会等引率日 6,400 円
- (4) 市外で開催される大会やコンクールへの引率を行う際、謝金とは別に旅費をお支払いします。（旅費は基本的に実費計算で、宿泊費に上限設定があります。）
- (5) 指導員は、公益財団法人スポーツ安全協会の保険に加入することとし、保険料は本クラブが負担します。
- (6) 指導員の任期は、任命された年度の末日までですが、再任する場合があります。
- (7) 練習や引率は、それぞれ原則として2名までの指導員を配置します。指導を行う日・曜日（原則、火・木・金・土曜日より選択）は、指導員の協議により決定します。（理事長が特に必要と認められた場合は配置人数を増減する場合があります。）

資格

- (1) 本クラブの意義を理解し、他の指導員等と連携を図りながら、指導員の活動を誠実に遂行できる方
- (2) 心身ともに健康で、年間を通じて計画的に指導が可能な方
- (3) 学校教育法第9条各号の規定に該当しない18歳以上の方（高校生は除く）
- (4) 次のア、イ、ウいずれかの方

- ア 教育職員免許法（昭和24年法律147号）第4条第1項に規定する普通免許状、特別免許状又は臨時免許状を有する方
 - イ 中学校の部活動や地域のスポーツ・文化芸術活動等で指導経験を有する方
 - ウ 指導員として活動する意思・意欲のある方
- (5) スポーツ活動については、公益財団法人日本スポーツ協会等公認の指導者資格又は同等の指導者資格を有する方または1年以内を取得の意思がある方
- ※指導者資格の取得支援もあります。

登録の流れ・手続き

- (1) 指導員として登録を希望する方は、指導員登録書（様式1）を理事長に提出します。
- (2) 理事長は、登録された方の中から指導員を任命します。
- (3) 次に該当するときは、指導員を解任する場合があります。
 - ア 指導員としての適格性に欠くと認められる場合
 - イ 心身の故障により、その職務に堪えられないと認められる場合
 - ウ 非行その他指導員としてふさわしくない行為があったと認められる場合
 - エ 体罰やハラスメント行為など本クラブの信用を傷つける行為や指導員の活動上知りえた秘密を漏らすなど、サービスに違反したと認められる場合
 - オ チームの運営上において、指導員を置くべき事由がなくなると認められる場合

【チームの活動予定】

- ・令和5年度より活動を開始する予定のチーム・・・野球、サッカー（休日のみ）

様式1 (第2条関係)

指導員登録書

ふりがな		写真を貼る位置 縦 36～40mm 横 24～30mm 本人のみ上半身撮影
氏名		
男 ・ 女		
生年月日 (昭和・平成) 年 月 日生 (満 歳)		
現住所 〒 ()		電話 () -
		携帯電話 () -
電子メールアドレス _____@_____ ※@bz04.plala.or.jp から送信されたメールを受信できるアドレスを記入してください		

年	月	学歴【最終学歴を記入してください】

年	月	職務履歴【最近の履歴及び登録資格に係る履歴を記入してください】

取得年	月	免許・資格【特に指導員の資格に係る資格を記入してください】

■ 登録希望（志望）理由

■ 指導ができる種目【指導歴や競技歴、その年数、段位等も記入してください】

■ 指導ができる日（突発的な予定除く）

日曜日	可	(時	分	～	時	分)	・	不可
月曜日	可	(時	分	～	時	分)	・	不可
火曜日	可	(時	分	～	時	分)	・	不可
水曜日	可	(時	分	～	時	分)	・	不可
木曜日	可	(時	分	～	時	分)	・	不可
金曜日	可	(時	分	～	時	分)	・	不可
土曜日	可	(時	分	～	時	分)	・	不可
祝祭日	可	(時	分	～	時	分)	・	不可

登別市地域クラブ事業実施要項第18条各項に該当することを誓います。

年 月 日

氏名（直筆）.....

- ・登録書は返却しません。
- ・登録者の個人情報は、一般財団法人登別市文化・スポーツ振興財団が別途定める個人情報保護方針を遵守するとともに個人情報の漏えい等がないよう適切に取り扱います。